

## 駐在所報償費支給要綱

### 第1 総則

この要綱は、警察官駐在所（以下「駐在所」という。）に勤務する警察官と同居し、その警察官の職務に直接協力する配偶者その他の家族に対する報償費（以下「報償費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 支給対象者

報償費は、駐在所に勤務する警察官とともに駐在所に同居し、その警察官の職務に直接協力する次の者に対して支給する。

- (1) 配偶者（内縁関係を含む。）
- (2) 配偶者のいない場合は、警務部警務課長と協議した上で承認を受けたその他の家族

### 第3 支給額

- 1 第2に該当する者（以下「配偶者等」という。）の報償費の月額は、79,000円とする。ただし、配偶者等が駐在所に在宅し、継続的に警察官の職務に直接協力することができる状況にあった日数（以下「協力日数」という。）がその月の全日数の2分の1に満たないときは当該月額額の2分の1に相当する額とし、協力日数がその月の全日数にないときは報償費を支給しない。
- 2 1のただし書にかかわらず、月の中途において人事異動があった警察官のその月の支給額については、日割計算の方法により算出した額とする。

### 第4 支給額の決定

- 1 配偶者等のいる警察官は、駐在所家族活動状況報告書（別記第1号様式）により、その月の協力日数を翌月の5日までに警察署長に報告するものとする。
- 2 警察署長は、1の報告内容を確認し、その月の報償費の支給額を決定するものとする。

### 第5 認定の手續

- 1 新たに報償費の支給を受けようとする者は、駐在所報償費受給者認定申請書（別記第2号様式）を警察署長に速やかに提出しなければならない。
- 2 報償費の支給を受けていた者が、その資格を失うこととなる場合は、駐在所報償費受給資格喪失届（別記第3号様式）を警察署長に速やかに提出しなければならない。
- 3 警察署長は、1及び2の申請又は届を受けたときは、その事実を確認し、駐在所報償費受給者名簿（別記第4号様式）に所定の事項を記載した上で、受給資格の認定を行うものとする。

### 第6 支給の始期及び終期

報償費の支給は、支給対象者が駐在所へ移転し、居住を開始した日を始期とし、駐在所を退去した日の前日を終期とする。

### 第7 支給の方法

- 1 報償費は、その月分を翌月速やかに支給する。
- 2 報償費は、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第75条第1項に規定する口座振替の方法により支給するものとする。

#### 第8 支払証明書の交付等

警察署長は、1月末日までに、前年に支給した報償費に係る支払証明書を作成し、受給資格者に交付するとともに、駐在所の所在地を所轄する市町に提出するものとする。